

JIS

家庭用浄水器試験方法

JIS S 3201 : 2019

(JWPA/JSA)

令和元年 10 月 21 日 改正

日本産業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本産業標準調査会標準第一部会 消費生活技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	大 瀧 雅 寛	お茶の水女子大学
(委員)	浅 見 剛 尚	一般財団法人日本文化用品安全試験所
	阿 部 哲 也	一般財団法人製品安全協会
	太 田 秀 幸	一般社団法人繊維評価技術協議会
	鹿 野 歩 子	独立行政法人製品評価技術基盤機構
	黒 木 美 紀	一般財団法人日本消費者協会
	佐々木 定 雄	一般社団法人日本ガス石油機器工業会
	寺 山 博 子	イオン株式会社
	平 井 郁 子	大妻女子大学
	平 野 祐 子	主婦連合会
	星 川 安 之	公益財団法人共用品推進機構
	町 田 隆	一般財団法人家電製品協会
	武 藤 京 子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	村 井 正 素	公益社団法人消費者関連専門家会議
	山 口 公 樹	一般社団法人日本オフィス家具協会

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 11.2.20 改正：令和元.10.21

官 報 掲 載 日：令和元.10.21

原 案 作 成 者：一般社団法人浄水器協会

(〒105-0002 東京都港区愛宕 1-6-7 TEL 03-5776-6267)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 03-4231-8530)

審 議 部 会：日本産業標準調査会 標準第一部会 (部会長 酒井 信介)

審議専門委員会：消費生活技術専門委員会 (委員長 大瀧 雅寛)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 国際標準課(〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1)にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに日本産業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	1
4 試験の種類	4
5 試験の一般条件	5
6 試験方法	5
6.1 ろ過流量試験	5
6.2 最小動水圧試験	7
6.3 回収率試験	7
6.4 除去性能試験	7
6.5 ろ過能力試験	13
6.6 ろ過水容量試験	16
6.7 最低作動水圧試験	16
6.8 吐水流量試験	17
7 記録	17
附属書 A (規定) 揮発性有機化合物代替物質 (サロゲート物質) 試験方法	18
附属書 B (参考) 細菌除去性能試験方法	19
解 説	21

まえがき

この規格は、産業標準化法第 16 条において準用する同法第 12 条第 1 項の規定に基づき、一般社団法人浄水器協会（JWPA）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、産業標準原案を添えて日本産業規格を改正すべきとの申出があり、日本産業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本産業規格である。これによって、**JIS S 3201:2017** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本産業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

注記 工業標準化法に基づき行われた申出、日本工業標準調査会の審議等の手続は、不正競争防止法等の一部を改正する法律附則第 9 条により、産業標準化法第 12 条第 1 項の申出、日本産業標準調査会の審議等の手続を経たものとみなされる。

家庭用浄水器試験方法

Testing methods for household water purifiers

1 適用範囲

この規格は、主に家庭で使用する浄水器（以下、浄水器という。）のろ過流量、最小動水圧、回収率、除去性能、ろ過能力などの試験方法について規定する。

2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

JIS B 7505-1 アネロイド型圧力計—第1部：ブルドン管圧力計

JIS B 8302 ポンプ吐出し量測定方法

JIS K 0125 用水・排水中の揮発性有機化合物試験方法

JIS K 8563 硝酸鉛（II）（試薬）

JIS S 3242 家庭用逆浸透膜浄水器

JIS Z 8703 試験場所の標準状態

3 用語及び定義

この規格で用いる主な用語及び定義は、次による。

3.1

浄水器

活性炭、精密ろ過膜、逆浸透膜などのろ材を用いて水道水中の溶存物質などを減少させる機能をもつ水処理器具。

3.2

水

水道法（昭和32年法律第177号）第4条に基づく水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）に適合する水。

注記 水質基準は逐次改正されるので、最新の省令を参照する。

3.3

溶液

原水の調製に用いる各除去対象物質の溶液。

3.4

原水

一定の条件に調製した浄水器に通水するための水。